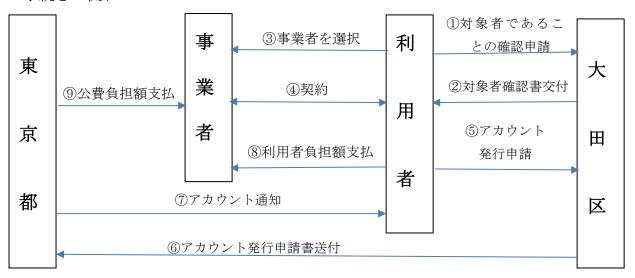
こども文教委員会 令和2年5月12日 こども家庭部 資料2番 所管 保育サービス課

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の休園への対応に係る ベビーシッター利用支援事業について

## 1 事業概要

事業内容	新型コロナウイルス感染拡大に伴う保育所等の休園により、社会生活を維持					
	する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な者で区					
	が支援を要すると判断した児童の保護者が東京都の認定するベビーシッター事					
	業者を利用する場合に利用料の一部を助成する。					
	※ 休園とは、在園する児童や職員等が新型コロナウイルスに罹患し、感染					
	拡大防止のために当該園での保育の受け入れを一切休止すること					
対 象 者	区内居住の児童の保護者					
利用日	月曜日から土曜日まで(日曜、祝日を除く。)					
利田吐田	午前7時~午後10時までのうち1日あたり11時間(月220時間)が上限					
利用時間	※ 保育認定区分短時間の場合は、午前7時~午後8時までのうち1日8時間					
	(月 160 時間) が上限					
助成期間	令和2年6月30日まで					
助成上	1時間あたりの即			の助成上限額及び利用者負担額等		
	利用時間	利用料	都助成	区	利用者	
		上限額	上限額	助成額	負担額	
限 額 等	午前9時~午後5時	2,400 円	2,250 円	0 円	150 円	
	午前7時~9時、午後5時~10時	2,800円	2,650円	0 円	150 円	
	負担割合		10/10	_	一律 150 円	

## 2 手続きの流れ



## 3 周知方法

対象者が利用している保育所等に案内を送付する。